令和5年4月1日制定

## (趣旨)

第1条 この細則は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)及び群馬県公立大学法人個人情報保護規程(以下「規程」という。)における、 群馬県公立大学法人(以下「法人」という。)の保有個人情報の開示の方法及び費用の額 について必要な事項を定めるものとする。

## (文書等の写しの交付方法)

- 第2条 法第87条第1項の規定による文書又は図画(以下「文書等」という。)に記録されている保有個人情報の写しの交付は、次に掲げる方法により行うものとする。ただし、第3号に掲げる方法については、その保有する処理装置により、容易に当該保有個人情報の開示を実施することができる場合に限る。
  - (1) 当該文書等を乾式の複写機により日本産業規格A列3番(以下「A3判」という。) 以下の大きさの用紙に白黒で複写したものの交付
  - (2) 当該文書等を乾式の複写機によりA3判以下の大きさの用紙にカラー(白黒以外の単色を含む。以下同じ。)で複写したものの交付
  - (3) 当該文書等をスキャナにより読み取り生成した電磁的記録を光ディスク(日本産業規格 X0606 及び X6281 又は X6241 に適合する直径 120 ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。以下同じ。) に複写したものの交付(電磁的記録の開示方法)
- 第3条 法第87条第1項の行政機関等が定める方法は、次の表に掲げる電磁的記録の種類に応じ、同表に定める開示の実施の方法によるものとする。ただし、電磁的記録媒体への 複写については、その保有する処理装置により、容易に当該文書等の開示を実施すること ができる場合に限る。

電磁的記録の種類		開示の実施の方法		
1	録音ディスク	専用機器により再生したものの聴取		
		光ディスクに複写したものの交付		
2	ビデオディスク	専用機器により再生したものの視聴		
		光ディスクに複写したものの交付		
3	1及び2に掲げるも	A3判以下の大きさの用紙に出力したもの又はその写しの		
の	以外の電磁的記録	閲覧又は交付		
		専用機器(開示を受ける者の閲覧又は視聴の用に供するため		
		に備え付けられているものに限る。) により再生したものの		

閲	覧又	は視り	点
1元	兄人	ノスコカムリカ	CΛ

光ディスクに複写したものの交付(当該方法による開示の実 施をすることができない特性を有するものを除く。)

## (閲覧の制限等)

- 第4条 保有個人情報が記録されている文書の閲覧又は視聴をする者が当該文書又はその 内容を汚損し、若しくは破損し、又はそのおそれがあると認めるときは、当該文書の閲覧 又は視聴を中止させ、又は禁止することができる。
- 2 保有個人情報の開示を行う場合において、当該開示に係る保有個人情報が記録されて いる文書の写し等を交付するときの交付部数は、当該文書1件につき1部とする。 (費用負担に係る額)

第5条 規程第35条で定める費用は、次の表の区分に応じ、同表に定める費用の額とする。

区分	費用の額
1 乾式の複写機による写しの交付(A3判以下の大き	白黒複写1枚につき10円
さに限り、5の項に該当する場合を除く。)	カラー複写1枚につき50円
2 用紙に出力したものの交付(A3判以下の大きさに	白黒複写1枚につき10円
限り、5の項に該当する場合を除く。)	カラー複写1枚につき50円
3光ディスク (日本産業 規格 X 0606及び X 6281に 適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生文書等をスキャナにより読み取ってできた電磁的記録の複写の場合	1枚につき100円に当該文書 等1枚ごとに10円を加えた額
装置で再生することが可 能なものに限る。) に複 写したものの交付 (5の項に該当する場合 を除く。)	1 枚につき100円
	1 枚につき120円に当該文書 等 1 枚ごとに10円を加えた額
することが可能なものに 限る。) に複写したもの の交付 (5の項に該当す る場合を除く。)	1枚につき120円
5 その他公文書の性質に応じて複写について特別な対応を必要とする場合における当該複写したものの聴取、視聴、閲覧又は交付 備考	当該複写したものの作成に要する費用に相当する額

- 用紙の両面を使用する場合は、片面を1枚として額を算定する。
- 2 写し等の送付を求める者は、送付に要する費用を負担するものとする。
- 2 前項に規定する費用は、前納とする。

(送付に要する費用の納付方法)

第6条 個人情報の保護に関する法律施行令(平成15年政令第507号)第28条第5項で 定める方法は、現金又は郵政民営化法(平成17年法律第97号)第94条に規定する郵便 貯金銀行が発行する為替証書をもってしなければならない。

附則

この細則は、令和5年4月1日から施行する。